

自己評価の留意事項

令和3年4月1日版（内容の改定・加筆箇所は、**朱書き**となっています。）

評価項目／基準	改定内容	評価項目	改定内容
高齢者雇用の評価基準	配点ランク2を「就業規則等を定め、かつ継続雇用している」に改定		
障がい者の評価基準の詳細	障がい者の法定雇用率を2.3%に改定		

1 留意事項全般

留 意 事 項	補 足 1	補 足 2
<p>【自己評価表の作成にあたって】</p> <p>1 技術評価点自己評価表（以下「自己評価表」という。）*11の作成、提出にあたって、この「自己評価の留意事項」のほか</p> <p>① 新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）*12</p> <p>② 新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準（以下「運用基準」という。）*12</p> <p>③ 入札公告に掲載する総合評価方式個別説明書（以下「個別説明書」という。）</p> <p>④ 令和3年4月1日付「新潟市建設工事総合評価方式の自己評価表等資料の作成と提出に関する注意事項について（周知）」（以下「周知文」という。）*13を確認し、個別説明書に定める技術資料*12を作成してください。</p> <p>【電子申請】</p> <p>2 自己評価表及び簡易な施工計画は、電子申請システム*21で提出（以下「電子申請」という。）してください。不慮の障害や機器の故障で電子申請システムが使用できない場合に限り、「総合評価方式における電子申請システム障害時等の取り扱いについて」*13のとおり、紙ベースの申請が可能です。</p> <p>【共同企業体の入札参加】</p> <p>3(1) 次の評価項目を除き、運用基準に基づき出資比率に応じて共同企業体の構成員全員を対象に技術評価を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配置予定技術者の能力を評価する「国家資格」、「同種工事の工事実績」及び「同種・類似工事の施工実績」 ・ 地域・社会貢献度の「市内企業の活用」 <p>(2) 構成員の自己評価にあたっての留意事項も、この「自己評価にあたっての留意事項」に記載する内容と同様です。</p> <p>(3) 電子申請の際は、「共同企業体で申請する場合の注意事項について」*13を確認してください。</p> <p>【配置予定技術者を他工事と兼任させたい場合】</p> <p>4(1) 専任を要する主任技術者、監理技術者（＝特例監理技術者）及び補助技術者（専任補助者）の他工事との兼任については、契約課発令和3年3月23日付「現場代理人及び技術者等の適正配置について（一部改正）」*41の要件を満たしていれば兼任が可能です。</p> <p>ただし、予め対象案件の入札公告の質疑期間内に質疑書で問い合わせを行い、兼任できる旨の回答を得た場合に限ります。</p> <p>(2) 質疑方法は、技術管理課発令和3年3月23日付「総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて」*13を確認してください。</p> <p>【提出した「自己評価表」等を修正したい場合】</p> <p>5 一度提出した「自己評価表」又は「簡易な施工計画書(補完図面等を含む)」を修正したい場合、提出期限内であれば何度でも再提出可能です。技術評価対象は、一番最後に提出されたものとします。</p> <p>【落札候補者となった場合】</p> <p>6 落札候補者とする宣言又は通知の際に、契約担当課から個別説明書に記載する技術資料の提出要請があります。当該落札候補者は、上記宣言又は通知日の翌日（休日、祝日などの閉庁日のときは、次の開庁日）の開庁時間内に、提出資料を本庁契約課発注案件は技術管理課へ持参、区役所発注案件は区役所契約担当課へ持参してください。事前の準備をお願いします。</p> <p>【技術資料の審査に関して】</p> <p>7(1) 「自己評価表」の評価項目「総合評価方式受注回数」を審査する際、提出時と開札時の時差の関係で受注回数が整合しない場合などは、市で当該評価点を修正します。</p> <p>(2) 技術資料（別記様式4号～第6～2号及びそれらの内容を証明する資料）で施工実績の規模等が判断できない、技術資料に不備がある、又は技術資料に疑義が生じた場合、下表右欄の「落札候補者となった場合」に記載した提出書類のほかに資料の追加提出を求めることがあります。</p> <p>(3) 落札候補者は、(2)の追加提出を求められた場合、速やかな対応を取らなければなりません。</p> <p>(4) (2)の追加提出がない若しくは速やかな提出がない場合、又は技術資料の記載内容によっては、自己評価による技術評価点を市で修正します。</p> <p>(5) (4)の結果、総合評価点変動したことにより落札候補者でなくなることがあります。</p> <p>【入札の失格】</p> <p>8 次の場合は、当該入札を失格とします。</p> <p>① 提出期限内に技術資料の提出がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「自己評価表」又は「簡易な施工計画書」の提出期限は、個別説明書に記載する日の17時00分まで ・ 落札候補者が提出する技術資料の提出期限は、契約担当課から落札候補者とする宣言又は通知を受けた日の翌日（休日、祝日などの閉庁日のときは、次の開庁日）の開庁時間内 <p>② 「自己評価表」に配置予定技術者の氏名が未記入、「簡易な施工計画書」が白紙であるなど技術資料に不備がある。</p> <p>③ 他の落札候補者となった総合評価案件又は竣工を迎えていない総合評価案件の技術者と配置予定技術者が、工事現場の専任に関し重複する。*81</p> <p>④ 落札後、「自己評価表」に記入した主任(監理)技術者及び補助技術者（専任補助者）を配置できない。</p> <p>【技術資料に虚偽があった場合】</p> <p>9 技術資料の記載内容に虚偽があった場合は、指名停止となることがあります。注意してください。</p>	<p>1 *11 自己評価表は、入札公告に掲載しています。ダウンロードしてください。</p> <p>*12 新潟市ホームページ（産業・経済・ビジネス>土木・建築>建設工事総合評価方式>試行要領・運用基準・様式 等）に掲載しています。適宜、ダウンロードしてください。 https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/index.html</p> <p>*13 新潟市ホームページ（産業・経済・ビジネス>土木・建築>建設工事総合評価方式>電子申請・評価項目に関する留意事項・手引き・FAQ）に掲載しています。 https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/index.html</p> <p>2 *21 電子申請システムは、電子入札システムとは異なります。注意してください。電子申請は、新潟市ホームページ（事業者の方へ・電子申請>申請・届け出の総合窓口）で行ってください。 https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do</p> <p>【申請時の「自己評価表」等ファイル名について】</p> <p>様式をダウンロードする際のファイル名は、次のようになっています。</p> <p>《当初》自己評価表 ・ yousiki1-(パターン番号) 簡易な施工計画書 ・ yousiki2 上記の補完図面等 ・ yousiki2hokan</p> <p>注：(パターン番号)は、案件によって変わります。</p> <p>電子申請する際のファイル名は、公告時ファイル名の前に入札公告の(案件番号)と入札参加者の(業者番号(コード))を次のように加筆してください。</p> <p>《申請》(案件番号)_(業者番号)_(公告時ファイル名)</p> <p>注：ファイル名には、半角英数字しか使えません。「_」は、半角アンダーバーを表しています。</p> <p>(案件番号) (業者番号) (公告時ファイル名) 例：2020100001_0000012345_yousiki1-TKA3_04(D)</p> <p>←←←←加筆箇所→→→→</p> <p>公告時ファイル名を変更した場合、申請が不受理となる恐れがあります。</p> <p>4 *41 新潟市ホームページ（産業・経済・ビジネス>入札・契約>入札・契約（建設工事・建設建設コンサルタント）要綱・書式・その他>市からの通知文書）に掲載しています。 http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/nyusatsu/youkou/tsuchibunsho.html</p> <p>8 *81 総合評価の審査は、開札日時が早い、開札日時が同じ場合は案件番号が若い順で行います。落札候補者は上記の順で決めていきますので、複数の案件に同一の配置予定技術者を記載して参加した場合（複数の同一配置予定技術者の場合を含む。）、建設業法に定める専任の主任（監理）技術者及び補助技術者として配置予定技術者の配置が困難となった案件から、当該入札は失格とします。入札参加者は、受注希望案件を選択できません。なお、留意事項4のとおり、配置予定技術者が他工事と兼任できる場合がありますので、確認してください。</p>	<p>「公告日」とは、案件ごとの入札公告の公表日です。</p> <p>「年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの1年です。過去〇ヶ年度の事例は、次のとおりです。</p> <p>例1：令和3年度において、過去5ヶ年度は、平成28年度から令和2年度まで。 （平成28年4月1日から令和3年3月31日までの5年）</p> <p>例2：令和3年度において、過去15ヶ年度は、平成18年度から令和2年度まで。 （平成18年4月1日から令和3年3月31日までの15年）</p> <p>【よくある質問集】</p> <p>総合評価方式について、よくある質問と回答を「新潟市建設工事総合評価方式に関するFAQ」にまとめてありますので、参考にしてください。</p> <p>新潟市ホームページの掲載場所 産業・経済・ビジネス>土木・建築>建設工事総合評価方式 >電子申請・評価項目に関する留意事項・手引き・FAQ https://www.city.niigata.lg.jp/business/doboku/sougou/index.html</p> <p>【配置予定技術者の施工実績について】</p> <p>1 補助技術者として従事した工事実績の取扱いについて新潟市契約課発平成28年3月25日付「補助技術者の配置について」*41により、補助技術者として従事した市発注工事の実績を、配置予定技術者の実績として評価します。</p> <p>2 監理技術者補佐として従事した工事実績の取扱いについて留意事項の4の(2)の通知により、市の総合評価方式においては、監理技術者補佐として従事した工事の実績を、配置予定技術者の実績として評価します。</p> <p>3 配置予定技術者の実績評価を補助技術者で希望する場合上記1の通知「補助技術者の配置について」により、総合評価方式では、若手技術者の育成、技術力向上を目的として、経験豊富な補助技術者（専任補助者）の実績を、若手主任（監理）技術者に代えて配置予定技術者の実績として評価することができます。補助技術者で実績評価を希望する場合は、技術評価点自己評価表に補助技術者に関する事項を記入してください。</p>

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																																																																																										
<p>工事成績（平均点）</p> <p>当初設計金額（税込）1,000万円以上の工事の 工事成績評定点の平均点：a（小数点以下第4位四捨五入3位止）</p> <p>（対象とする期間及び工種は案件ごとに定める） （対象期間：現年度を除く過去5ヶ年度 右記【A】工事成績評定点の対象期間を適用します） （対象工種：右記【B】発注する工（業）種と工事成績評定点の対象工（業）種のとおりです）</p> <table border="1" data-bbox="335 409 1353 772"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a：8.2点以上</td> <td>5.000</td> <td>6.000</td> <td>7.000</td> <td>5.000</td> <td>6.000</td> <td>7.000</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>a：7.4点以上8.2点未満</td> <td>$(a-7.4) \times 5/8$</td> <td>$(a-7.4) \times 6/8$</td> <td>$(a-7.4) \times 7/8$</td> <td>$(a-7.4) \times 5/8$</td> <td>$(a-7.4) \times 6/8$</td> <td>$(a-7.4) \times 7/8$</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>a：6.5点以上7.4点未満</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>a：6.5点未満（マイナス評価とする）</td> <td>$(a-6.5) \times 1.0$</td> <td>$(a-6.5) \times 1.0$</td> <td>$(a-6.5) \times 1.2$</td> <td>$(a-6.5) \times 1.0$</td> <td>$(a-6.5) \times 1.0$</td> <td>$(a-6.5) \times 1.2$</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【注意事項】 財務部契約課長発平成30年12月14日付「路面標示設置工事の発注工種について（お知らせ）」により、平成31年度以降の路面標示工事の発注工種は「とび・土工・コンクリート」から「塗装」となりますが、工事成績評定点の対象工（業）種の取扱いについては、次のとおりとします。 ・発注時の工種に基づき対象工（業）種に区分する</p> <p>したがって、平成30年度までに発注した路面標示工事は「とび・土工・コンクリート」で対象工（業）種は「交通安全施設」、平成31年度以降に発注する当該工事は「塗装」で対象工（業）種は「全ての工（業）種」となります。</p>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	a：8.2点以上	5.000	6.000	7.000	5.000	6.000	7.000	4	a：7.4点以上8.2点未満	$(a-7.4) \times 5/8$	$(a-7.4) \times 6/8$	$(a-7.4) \times 7/8$	$(a-7.4) \times 5/8$	$(a-7.4) \times 6/8$	$(a-7.4) \times 7/8$	3	a：6.5点以上7.4点未満	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2	a：6.5点未満（マイナス評価とする）	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.2$	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.2$	1	実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>工事成績（平均点）は、新潟市で採点します。</p> <p>工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。ただし、水道局及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。</p> <p>対象期間と対象工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」>「工事成績平均点」欄にそれぞれ記載する期間と工（業）種（下記【A】と【B】の区分）です。</p> <p>総合評価に係わる工事成績評定点の間合せには、落札候補者公表時の疑義照会を除き、お応えできません。</p> <p>【A】 工事成績評定点の対象期間</p> <table border="1" data-bbox="1421 470 2276 682"> <thead> <tr> <th>公告月日</th> <th>工事成績評定点対象しゅん工年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日～4月30日</td> <td>公告日の属する年度の5年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで （例：令和2年4月17日公告の案件）</td> </tr> <tr> <td>5月1日～翌年3月31日</td> <td>公告日の属する年度の5年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで （例：令和2年6月19日公告の案件）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【B】 発注する工（業）種と工事成績評定点の対象工（業）種</p> <table border="1" data-bbox="1421 741 2276 1192"> <thead> <tr> <th colspan="2">発注する工（業）種等</th> <th>工事成績評定点の対象工（業）種</th> </tr> <tr> <th>工（業）種</th> <th>種別等</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">土木一式</td> <td>下水道管更生</td> <td>土木一式のうち下水道管更生のみ</td> </tr> <tr> <td>上記以外の種別①</td> <td>下水道管更生を除く土木一式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">とび・土工・コンクリート</td> <td>とび・土工 ②</td> <td>①、②及び③の全て</td> </tr> <tr> <td>交通安全施設</td> <td>交通安全施設</td> </tr> <tr> <td>解体</td> <td>解体</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物</td> <td>③</td> <td>①、②及び③の全て</td> </tr> <tr> <td>造園</td> <td></td> <td>造園</td> </tr> <tr> <td>舗装</td> <td></td> <td>舗装</td> </tr> <tr> <td>建築一式</td> <td></td> <td>建築一式</td> </tr> <tr> <td>管</td> <td></td> <td>管</td> </tr> <tr> <td>電気及び電気通信</td> <td></td> <td>電気及び電気通信</td> </tr> <tr> <td>機械器具設置</td> <td></td> <td>機械器具設置</td> </tr> <tr> <td>上記以外のその他の工（業）種</td> <td></td> <td>全ての工（業）種</td> </tr> </tbody> </table> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1679 1255 2276 1409"> <thead> <tr> <th>JV工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資比率20%以上の構成員を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日	4月1日～4月30日	公告日の属する年度の5年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで （例：令和2年4月17日公告の案件）	5月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の5年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで （例：令和2年6月19日公告の案件）	発注する工（業）種等		工事成績評定点の対象工（業）種	工（業）種	種別等		土木一式	下水道管更生	土木一式のうち下水道管更生のみ	上記以外の種別①	下水道管更生を除く土木一式	とび・土工・コンクリート	とび・土工 ②	①、②及び③の全て	交通安全施設	交通安全施設	解体	解体	鋼構造物	③	①、②及び③の全て	造園		造園	舗装		舗装	建築一式		建築一式	管		管	電気及び電気通信		電気及び電気通信	機械器具設置		機械器具設置	上記以外のその他の工（業）種		全ての工（業）種	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	出資比率20%以上の構成員を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。	適用する	<p>資料の提出は、必要ありません。</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																																																																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																																																																																						
a：8.2点以上	5.000	6.000	7.000	5.000	6.000	7.000	4																																																																																																					
a：7.4点以上8.2点未満	$(a-7.4) \times 5/8$	$(a-7.4) \times 6/8$	$(a-7.4) \times 7/8$	$(a-7.4) \times 5/8$	$(a-7.4) \times 6/8$	$(a-7.4) \times 7/8$	3																																																																																																					
a：6.5点以上7.4点未満	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	2																																																																																																					
a：6.5点未満（マイナス評価とする）	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.2$	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.0$	$(a-6.5) \times 1.2$	1																																																																																																					
実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																																																																																					
公告月日	工事成績評定点対象しゅん工年月日																																																																																																											
4月1日～4月30日	公告日の属する年度の5年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の1月31日まで （例：令和2年4月17日公告の案件）																																																																																																											
5月1日～翌年3月31日	公告日の属する年度の5年度前の4月1日から公告日の属する年度の前年度の3月31日まで （例：令和2年6月19日公告の案件）																																																																																																											
発注する工（業）種等		工事成績評定点の対象工（業）種																																																																																																										
工（業）種	種別等																																																																																																											
土木一式	下水道管更生	土木一式のうち下水道管更生のみ																																																																																																										
	上記以外の種別①	下水道管更生を除く土木一式																																																																																																										
とび・土工・コンクリート	とび・土工 ②	①、②及び③の全て																																																																																																										
	交通安全施設	交通安全施設																																																																																																										
	解体	解体																																																																																																										
鋼構造物	③	①、②及び③の全て																																																																																																										
造園		造園																																																																																																										
舗装		舗装																																																																																																										
建築一式		建築一式																																																																																																										
管		管																																																																																																										
電気及び電気通信		電気及び電気通信																																																																																																										
機械器具設置		機械器具設置																																																																																																										
上記以外のその他の工（業）種		全ての工（業）種																																																																																																										
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																																																																											
出資比率20%以上の構成員を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。	適用する																																																																																																											
<p>同種工事の工事成績</p> <p>同種工事で7.8点以上の工事成績評定点</p> <p>（対象期間：現年度を除く過去5ヶ年度 右記上段【A】工事成績評定点の対象期間を適用します） （対象とする同種工事：案件ごとに具体的に定めます）</p> <table border="1" data-bbox="335 1648 1353 1953"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.2点以上</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8.0点以上8.2点未満</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7.8点以上8.0点未満</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	8.2点以上	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	3	8.0点以上8.2点未満	0.750	0.750	0.750	0.750	0.750	0.750	2	7.8点以上8.0点未満	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	1	実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。ただし、水道局及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。</p> <p>対象期間は、しゅん工年度が現年度を除く過去5ヶ年度で上段【A】工事成績評定点の対象期間を適用します。</p> <p>対象とする同種工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」>「同種工事」に記載する工事です。</p> <p>評価は、同種工事1件の実績で行います。</p> <p>【注意事項】 1 工事成績評定点は、元請業者としての工事成績のみが対象となり、それ以外の場合の工事成績は対象としません。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1679 1829 2276 1982"> <thead> <tr> <th>JV工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資比率20%以上の構成員を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	出資比率20%以上の構成員を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。	適用する	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式5号（企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料） 別記様式5号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】 別記様式5号に記載された工事（工事成績評定点、工事内容・工事規模等）が同種工事などの評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 工事成績評定通知書の写し ② （一財）日本建設情報センターに工事実績として登録されている登録内容確認書（工事実績） ③ ②の登録内容確認書で評価対象となる工事の規格・施工数量などが判断できないときは、②に加え変更設計の図面・数量表・内訳書など判読できるもの 																																																								
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																																																																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																																																																																						
8.2点以上	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	3																																																																																																					
8.0点以上8.2点未満	0.750	0.750	0.750	0.750	0.750	0.750	2																																																																																																					
7.8点以上8.0点未満	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	1																																																																																																					
実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																																																																																					
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																																																																											
出資比率20%以上の構成員を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。	適用する																																																																																																											

企業の能力
工事の施工能力（必須）

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																										
<p>同種・類似工事の施工実績</p> <p>同種・類似工事の施工実績</p> <p>(対象期間：現年度（公告前日まで）及び過去15ヶ年度） (対象とする同種・類似工事：案件ごとに具体的に定めます)</p> <table border="1" data-bbox="341 378 1350 619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の発注工事の元請施工実績がある</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある	1.000	1.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2	上記以外の発注工事の元請施工実績がある	0.500	0.500	1.000	1.000	1.000	1.000	1	実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>対象期間は、しゅん工年度が現年度（公告前日まで）及び過去15ヶ年度です。</p> <p>対象とする同種・類似工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」>「同種・類似工事」>「企業としての施工実績」に記載する工事です。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1 施工実績は、元請業者としての工事実績のみが対象となり、それ以外の場合の施工実績は対象としません。</p> <p>2 発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。 ① 国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ② 都道府県 ③ 政令指定都市 ④ 高速道路株式会社（注） ⑤ 独立行政法人通則法に定める独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥ 国立大学法人法に定める法人 ⑦ 日本下水道事業団</p> <p>（注）高速道路株式会社とは、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路公株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことをいいます。</p> <p>3 発注者が財団法人や、土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 861 2279 1018"> <thead> <tr> <th>JV工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資比率にかかわらず当該共同企業体の構成員全てを対象に、共同企業体での施工実績を評価します。</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	出資比率にかかわらず当該共同企業体の構成員全てを対象に、共同企業体での施工実績を評価します。	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>■ 技術資料の別記様式5号（企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料） ■ 別記様式5号の内容を証明する添付資料</p> <p>【添付資料の注意事項】 別記様式5号に記載された工事（工事内容・工事規模等）が同種・類似工事などの評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <p>1 公共機関発注の場合は(1)とし、(1)の確認書がない場合は(2)又は(3)のいずれか (1) ① （一財）日本建設情報センターに工事実績として登録されている登録内容確認書（工事実績） ② ①の登録内容確認書で評価対象となる工事の規格・施工数量などが判断できないときは、①に加え変更設計の図面・数量表・内訳書など判読できるもの (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」 注 写しで可。ただし、当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限り可。 「工事実績証明」は、技術資料提出期間内に提出可能であることを予め確認しておいてください。 (3) 契約書等の写し 工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容等が的確に判断できる契約書や図面等</p> <p>2 公共機関以外の発注の場合は、(1)及び(2)の両方 (1) 契約書等の写し 工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容等が的確に判断できる契約書や図面等 (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ・契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し ・契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある	1.000	1.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2																																					
上記以外の発注工事の元請施工実績がある	0.500	0.500	1.000	1.000	1.000	1.000	1																																					
実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
出資比率にかかわらず当該共同企業体の構成員全てを対象に、共同企業体での施工実績を評価します。	適用する																																											
<p>総合評価方式受注回数</p> <p>当該年度の総合評価方式の受注回数</p> <p>(受注回数は、総合評価の型式ごとに、入札公告で掲げる土木一式、建築一式、舗装、その他（前記3工種以外の工種）の4区分で算定します)</p> <table border="1" data-bbox="341 1344 1350 1585"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>特別簡易型（I、II、III型）</th> <th>簡易型（I、II、III型）</th> <th>配点 ランク</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受注実績が、無し</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>受注実績が、1回</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受注実績が、2回以上</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型（I、II、III型）	簡易型（I、II、III型）	配点 ランク	受注実績が、無し	2.000	2.000	2	受注実績が、1回	1.000	1.000	1	受注実績が、2回以上	0.000	0.000	0	<p>当該年度の総合評価方式の受注回数（＝落札候補者となった回数）に応じて点数が決まります。総合評価の型式（特別簡易型、簡易型、標準型、高度技術提案型）ごとに、土木一式、建築一式、舗装、その他（前記3工種以外の工種）の4つの区分で回数を数えます。</p> <p>【受注回数の優先順位】</p> <p>1 開札日時が早い、開札日時が同じ場合は案件番号が若い順に案件審査を行って落札候補者を決め、落札候補者になった段階で受注回数を数えていきます。</p> <p>2 複数案件に同一配置予定技術者での入札参加があった場合も、上記1の順に落札候補者を決めていき、建設業法に定める専任の主任（監理）技術者として配置予定技術者の配置が困難となった案件から、回数に数えず失格とします。 1 案件の配置予定技術者が1人でも複数でも同様に取扱います。 配置予定技術者の実績評価を補助技術者で希望した場合、補助技術者も同様に取扱います。入札参加者は、受注希望案件を選択できません。</p> <p>3 上記2の主任（監理）技術者の専任要件の緩和に関しては、令和3年3月23日付「総合評価方式において配置予定技術者を兼任する場合の手続き及び監理技術者補佐の施工実績等の取扱いについて」*13に基づく質疑回答により、予め緩和措置の要件を満たすとして確認を受けた入札参加者に限り、専任要件を緩和します。</p> <p>4 上記1から3において落札候補者となり、一旦総合評価方式の受注回数を数えた場合、発注者に責が有る場合を除いて、受注回数の取り消し、復元は行いません。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 1795 2279 1953"> <thead> <tr> <th>JV工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資比率にかかわらず当該共同企業体の構成員全てを対象に、共同企業体での受注回数を数えます。</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	出資比率にかかわらず当該共同企業体の構成員全てを対象に、共同企業体での受注回数を数えます。	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>■ 技術資料の別記様式5号（企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料）</p>																						
評価基準	特別簡易型（I、II、III型）	簡易型（I、II、III型）	配点 ランク																																									
受注実績が、無し	2.000	2.000	2																																									
受注実績が、1回	1.000	1.000	1																																									
受注実績が、2回以上	0.000	0.000	0																																									
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
出資比率にかかわらず当該共同企業体の構成員全てを対象に、共同企業体での受注回数を数えます。	適用する																																											

企業の能力（再掲）
工事の施工能力（必須）（再掲）

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																										
<p>評価内容 / 評価基準</p> <p>国家資格</p> <p>主任（監理）技術者の有する資格</p> <p>（配置予定技術者の実績評価を補助技術者（専任補助者）で希望する場合は、補助技術者の有する資格） （基準日：入札参加申込締切日）</p> <table border="1" data-bbox="335 380 1350 709"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記以外の資格</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2	工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	1	上記以外の資格	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>配置予定技術者が有する「入札公告」の工事を施工しうる国家資格を、評価の対象とします。</p> <p>注：配置予定技術者とは、「自己評価表」に記入する主任（監理）技術者、補助技術者（専任補助者）のことです。</p> <p>注：国家資格には、建設業法第27条第1項に規定する「技術検定」における「1級」若しくは「2級」の国家資格、建築士法に規定する「建築士」又は技術士法に規定する「技術士」のみが該当します。その他の資格については、「上記以外の資格」として取扱います。ただし、解体工事の場合、解体工事施工技士は1級と同等の資格と見なし、配点ランクは「2」とします。</p> <p>配置予定技術者が有する国家資格の評価の基準日は、入札参加申込締切日です。</p> <p>「自己評価表」提出時に配置予定技術者を特定できない場合は、資格等の要件を満たす候補者を4人まで記入することができます。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 複数の配置予定技術者を記入した場合は、「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」の3項目の評価の合計点が最も低い技術者を評価します。それぞれの項目を異なる技術者により評価するものではありません。 入札参加申込締切日時点で雇用期間が3ヶ月未満の方は、配置予定技術者として認められません。 「自己評価表」に、配置予定技術者として認められない者が記載されている場合、又は配置予定技術者が記載されていない場合は、その入札は失格とします。 入札参加者が共同企業体の場合、配置予定技術者と認められる者は、代表構成員の会社に所属する技術者のみです。 「国土交通省不動産・建設経済局建設業課長発出 監理技術者制度運用マニュアル」の「二二 監理技術者等の設置の(4)監理技術者等の途中交代」の項に明記される、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事において認められる配置予定技術者は、現地施工に係る技術者となります。契約、現地調査及び施工計画策定後、工場製作期間中の配置予定技術者の交代については、上記運用マニュアルを準用します。 実際の施工に当たって「自己評価表」に記載した配置予定技術者は、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更はできません。特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。 受注者の責により配置予定技術者の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、試行要領第19条第2項に基づく運用基準9(2)により工事成績評定点を次のとおり減点します。 $\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha$ <small>（小数点以下第1位四捨五入整数止）</small> α：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点 γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 1499 2276 1650"> <tr> <td>J/V工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>該当しない</td> </tr> </table>	J/V工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	該当しない	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式5号（企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料） 別記様式5号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】</p> <p>別記様式5号に記載された全ての配置予定技術者（資格、雇用状況）が評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事を施工しうる法定資格等を証明する書類の写し 雇用期間が3ヶ月以上となることを証明する①又は②の写し <ol style="list-style-type: none"> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 健康保険被保険者証 監理技術者については、③及び④の写し <ol style="list-style-type: none"> 監理技術者証 監理技術者講習終了履歴又は監理技術者講習終了証
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2																																					
工事を施工しうる国家資格を有する者のうち、2級の国家資格を有する者	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	1																																					
上記以外の資格	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
J/V工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
該当しない評価項目	該当しない																																											

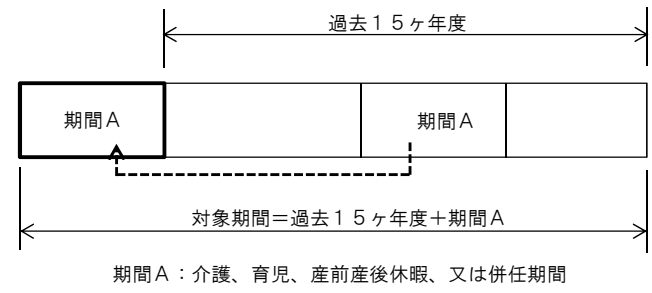
工事の施工能力（必須）（再掲）
配置予定技術者の能力

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																																		
<p>評価内容 / 評価基準</p> <p>同種工事の工事成績</p> <p>主任（監理）技術者、補助技術者**1、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した同種工事の工事成績評定点</p> <p>（対象期間：現年度を除く過去5ヶ年度 2ページ【A】工事成績評定点の対象期間を適用します） （対象とする同種工事：案件ごとに具体的に定めます）</p> <table border="1" data-bbox="335 409 1329 709"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8.2点以上</td> <td>1.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>8.0点以上8.2点未満</td> <td>0.750</td> <td>1.500</td> <td>1.500</td> <td>1.500</td> <td>1.500</td> <td>1.500</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7.8点以上8.0点未満</td> <td>0.500</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="736 1108 1329 1375" style="text-align: center;"> <p>過去5ヶ年度</p> <p>期間A</p> <p>対象期間=過去5ヶ年度+期間A</p> <p>期間A：介護、育児、産前産後休暇、又は併任期間</p> </div>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	8.2点以上	1.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	3	8.0点以上8.2点未満	0.750	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	2	7.8点以上8.0点未満	0.500	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1	実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>配置予定技術者の工事成績は、従事した評価対象工事の工事実績を評価するもので、入札参加申込みをした企業以外に所属していたときの工事実績も評価の対象とします。 注：配置予定技術者とは、「自己評価表」に記入する主任（監理）技術者、補助技術者（専任補助者）のことで。</p> <p>対象とする同種工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」>「同種工事」に記載する工事です。</p> <p>工事成績評定点は、新潟市が発注した工事のみを評価の対象とします。 ただし、水道局及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。</p> <p>対象期間は、しゅん工した年度が現年度を除く過去5ヶ年度で2ページ【A】工事成績評定点の対象期間についてを適用します。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 配置予定技術者0が元請の「主任技術者」、「監理技術者」、「補助技術者**1」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した場合のみ、評価の対象とします。 **1 評価の対象とする工事の補助技術者とは、契約課発平成28年3月25日付「補助技術者の配置について」を適用して配置した技術者のことです。 詳しくは、1ページの補足2【配置予定技術者の施工実績について】を確認してください。 入札参加申込締切日時時点で雇用期間が3ヶ月未満の方は、配置予定技術者として認められません。 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事又は異なる工事にかかわらず評価の対象とします。 配置予定技術者が契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く。以下同様。）の全てに従事、又は途中交代したが契約工期の2/3以上に従事した工事を評価の対象とします。 ただし、「国土交通省不動態・建設経済局建設業課長発出 監理技術者制度運用マニュアル」の「二二 監理技術者等の設置の（4）監理技術者等の途中交代」の項に明記される橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該契約工期の1/3以上の期間、現地施工に係る技術者として従事していた工事を評価の対象とします。 工場製作のみに係る技術者として従事した工事の実績は、評価の対象外とします。 共同企業体として入札参加者する場合、評価対象となる配置予定技術者は、代表構成員に所属する技術者のみです。 ワークライフバランスの推進 配置予定技術者が介護休暇、育児休暇若しくは産前産後休暇を取得していた場合、又は災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任していた場合、それらの期間を評価対象期間に加算します。 注1 それらの期間において、主任（監理）技術者、補助技術者、又は現場代理人、として評価の対象となる立場で工事に従事していない場合に限り得ることもありません。 注2 災害に係る復旧事業等において、派遣先の業務によって配置技術者となり得ることもありますが、その派遣期間についての業務は、配置予定技術者の実績として認められません。 受注者の責により配置予定技術者の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、試行要領第19条第2項に基づく運用基準9(2)により工事成績評定点を次のとおり減点します。 減点値＝8点×(α-γ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点 γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <p style="text-align: center;">【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 1831 2279 1984"> <tr> <td>J V工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>出資比率20%以上の構成員の配置予定技術者を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。</td> <td>該当しない</td> </tr> </table>	J V工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	出資比率20%以上の構成員の配置予定技術者を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。	該当しない	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式5号（企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料） 別記様式5号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】 別記様式5号に記載された工事（工事成績評定点、工事内容・工事規模等）が同種工事などの評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事成績評定通知書の写し ② (一財)日本建設情報センターに工事実績として登録されている登録内容確認書（工事実績） ③ ②の登録内容確認書で評価対象となる工事の規格・施工数量などが判断できないときは、②に加え変更設計の図面・数量表・内訳書など判読できるもの 補助技術者（専任補助者）として従事した市発注工事の施工実績や工事成績を、配置予定技術者の実績として評価を希望した場合にあっては、 ・「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」の写し 対象期間にワークライフバランスに係る期間を加算する場合は、配置予定技術者が介護休暇、育児休暇若しくは産前産後休暇を取得したこと、又は災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任したこと及び休業期間が確認できるもの
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																											
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																														
8.2点以上	1.000	2.000	2.000	2.000	2.000	2.000	3																																													
8.0点以上8.2点未満	0.750	1.500	1.500	1.500	1.500	1.500	2																																													
7.8点以上8.0点未満	0.500	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1																																													
実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																													
J V工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																			
出資比率20%以上の構成員の配置予定技術者を対象に、共同企業体での工事成績評定点を評価します。	該当しない																																																			

配置予定技術者の能力（再掲）
工事の施工能力（必須）

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																										
評価内容 / 評価基準																																												
<p>同種・類似工事の施工実績</p> <p>主任（監理）技術者、補助技術者**1、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した同種工事の工事成績評定点</p> <p>(対象期間：現年度（公告日前日まで）及び過去15ヶ年度） (対象とする同種・類似工事：案件ごとに具体的に定めます)</p> <table border="1" data-bbox="341 409 1350 651"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>2.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>2.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>上記以外の発注工事の元請施工実績がある</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>1.000</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>1.000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある	1.000	1.000	2.000	1.000	1.000	2.000	2	上記以外の発注工事の元請施工実績がある	0.500	0.500	1.000	0.500	0.500	1.000	1	実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>配置予定技術者の施工実績は、従事した評価対象工事の工事成績を評価するもので、入札参加申込みをした企業以外に所属していた時の工事成績も評価の対象とします。 注：配置予定技術者とは、「自己評価表」に記入する主任（監理）技術者、補助技術者（専任補助者）のことです。</p> <p>対象とする同種・類似工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」>「同種・類似工事」>「配置予定技術者の施工実績」に記載する工事です。</p> <p>対象期間は、しゅん工した年度が現年度（公告日前日まで）及び過去15ヶ年度です。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 配置予定技術者が元請の「主任技術者」、「監理技術者」、「補助技術者**1」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した場合のみ、評価の対象とします。（「**1」は前ページ参照） 入札参加申込締切日時点で雇用期間が3ヶ月未満の方は、配置予定技術者として記載できません。 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」と「同種・類似工事の施工実績」は、同一工事又は異なる工事に関わらず評価の対象とします。 配置予定技術者が契約工期（中止期間がある場合、中止期間を除く。以下同様。）の全てに従事、又は途中交代したが契約工期の2/3以上に従事した工事を評価と対象とします。ただし、「国土交通省不動産・建設経済局建設課長発出 監理技術者制度運用マニュアル」の「二二 監理技術者等の設置の（4）監理技術者等の途中交代」の項に明記される橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する契約については、当該契約工期の1/3以上の期間、現地施工に係る技術者として従事していた工事を評価の対象とします。 工場製作のみに係る技術者として従事した工事の実績は、評価の対象外とします。 入札参加者が共同企業体の場合、配置予定技術者と認められる者は、代表構成員に所属する技術者のみです。 発注者が下記の場合は、配点ランク「2」に該当します。 ① 国（公立病院など管理運営主体が設立元の国の場合を含む） ② 都道府県 ③ 政令指定都市 ④ 高速道路株式会社（注） ⑤ 独立行政法人通則法に定める独立行政法人（独立行政法人設立以前の公団を含む） ⑥ 国立大学法人法に定める法人 ⑦ 日本下水道事業団 (注) 高速道路株式会社とは、高速道路株式会社法に定められている「東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社」のことをいいます。 発注者が財団法人や、土地改良区などの場合は、配点ランク「1」に該当します。 ワークライフバランスの推進 配置予定技術者が介護休暇、育児休暇若しくは産前産後休暇を取得していた場合、又は災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任していた場合、それらの期間を評価対象期間に加算します。 注1 それらの期間において、現場代理人、主任（監理）技術者、補助技術者として評価の対象となる立場で工事に従事していない場合に限り、適用されます。 注2 災害に係る復旧事業等において、派遣先の業務によって配置技術者となり得ることもありますが、その派遣期間についての業務は、配置予定技術者の実績として認められません。 受注者の責により配置予定技術者の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、試行要領第19条第2項に基づく運用基準9(2)により工事成績評定点を次のとおり減点します。 減点値 = 8点 × (α - γ) / α (小数点以下第1位四捨五入整数止) α：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点 γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当 <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 1801 2279 1948"> <tr> <td>J/V工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>出資比率にかかわらず共同企業体の構成員の全てを対象に、共同企業体での施工実績を評価します。</td> <td>該当しない</td> </tr> </table>	J/V工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	出資比率にかかわらず共同企業体の構成員の全てを対象に、共同企業体での施工実績を評価します。	該当しない	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式5号（企業の技術力及び配置技術者の能力確認資料） 別記様式5号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】 別記様式5号に記載された工事（工事内容・工事規模、配置技術者等）が同種・類似工事などの評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 公共機関発注の場合は(1)とし、(1)の確認書がない場合は(2)又は(3)のいずれか (1) ①（一財）日本建設情報センターに工事実績として登録されている登録内容確認書（工事実績） ② ①の登録内容確認書で評価対象となる工事の規格・施工数量などが判断できないときは、①に加え変更設計の図面・数量表・内訳書など判読できるもの (2) 発注機関が発行した「工事実績証明書」 注 写しでも可。ただし、当該評価対象入札案件の公告日から過去1年以内に発行されたものに限り、 「工事実績証明」は、技術資料提出期間中に提出可能であることを予め確認しておいてください。 (3) 契約書の写し 工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容、配置技術者等が的確に判断できる契約書や図面等 注 配置技術者は、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書面、出勤簿（出面表）、労働災害保険契約等に関する複数の書面で判断します。 公共機関以外の発注の場合は、(1)及び(2)の両方 (1) 契約書の写し 工事名、発注者、工期、請負者名、工事内容、配置技術者等が的確に判断できる契約書や図面等 注 配置技術者は、施工計画書の現場組織表、施工実施書、工程管理書面、出勤簿（出面表）、労働災害保険契約等に関する複数の書面で判断します。 (2) 一括下請けがなかったことを証明する書類 ・契約書に一括下請禁止事項がある場合は、契約書の写し ・契約書に一括下請禁止事項がない場合は、一括下請けを許可しなかったことを証明する発注者の証明書 1の(1)又は(2)の資料を提出する場合は、さらに配置予定技術者が技術者として従事した期間が確認できるもの 補助技術者（専任補助者）として従事した市発注工事の施工実績や工事成績を、配置予定技術者の実績として評価を希望した場合には、 ・「工事着手届、現場代理人、主任技術者等決定・変更届」の写し 対象期間にワークライフバランスに係る期間を加算する場合は、配置予定技術者が介護休暇、育児休暇若しくは産前産後休暇を取得したこと、又は災害に係る復旧事業等に従事するため企業に在籍したまま新潟県の任期付職員として併任したこと及び休業期間が確認できるもの
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
国、都道府県又は政令指定都市等の発注工事の元請施工実績がある	1.000	1.000	2.000	1.000	1.000	2.000	2																																					
上記以外の発注工事の元請施工実績がある	0.500	0.500	1.000	0.500	0.500	1.000	1																																					
実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
J/V工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
出資比率にかかわらず共同企業体の構成員の全てを対象に、共同企業体での施工実績を評価します。	該当しない																																											

配置予定技術者の能力（再掲）
工事の施工能力（必須）（再掲）



評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																																														
評価内容 / 評価基準																																																																
<p>災害時活動協力</p> <p>新潟市との災害時応援協定の有無 (協定締結の対象期間：現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度)</p> <table border="1" data-bbox="338 380 1353 621"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績あり</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>上記以外での災害時応援協定の締結実績あり</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績あり	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2	上記以外での災害時応援協定の締結実績あり	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800	1	実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>災害時活動協力は、新潟市地域防災計画に基づく公共施設の被害調査、応急対策、応急復旧を目的とする新潟市長との協定の有無を評価の対象とします。活動の実績の有無ではありません。</p> <p>新潟市水道事業管理者と締結した災害協定については、評価の対象としません。 新潟市が委託している河川敷公園の増水時の公園施設撤去及び復旧業務は、新潟市地域防災計画に基づく協定ではありませんので、評価の対象としません。</p> <p>協定締結の対象期間は、現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内です。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1 災害活動の対象区域が工事施工場所と同一区内の場合は、配点ランク「2」に該当します。 注・災害時応援協定のほか災害時の応急対策等について各企業と市長が締結した「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などで、災害活動の対象区域と工事施工場所が共に同一区内であると明確に判断できる場合は、配点ランク「2」に該当します。 ・上記「申し合わせ書」などで災害活動の対象の位置が2区以上にまたがっている場合は、「申し合わせ書」などを取り交わした所管課の属する区が対象となります。</p> <p>2 災害活動の対象区域が工事施工場所以外の区内又は市内一円の場合は、配点ランク「1」に該当します。 注 ○○協同組合や△△協会などが新潟市長と災害協定を締結している場合で、その協会等に参加しているだけの場合は、工事施工場所と同一区内とみなさず、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p>【参考】</p> <p>1 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」について 新潟市地域防災計画の応援要請計画に基づいて、災害時の応急対策や応援業務などの協定を各種団体や企業の方々と締結しています。</p> <p>2 災害時応援協定等の締結の窓口 ① 災害時の応急対策や応援業務などの包括的協定については、市民生活部危機管理防災局防災課が窓口です。 ② 上記協定に基づく「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」などの詳細事項の協定については、詳細事項を主管する担当課が窓口です。</p> <p>3 災害時応援協定については、新潟市ホームページ「くらし・手続き>防災・災害>民間・他都市との協力」を参考にご覧ください。 http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bosai/bosai_taisaku/minkan-tatoshi/kyoutei/index.html</p> <table border="1" data-bbox="1685 1136 2279 1285"> <thead> <tr> <th colspan="2">【共同企業体に関する事項】</th> </tr> <tr> <th>JV工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	【共同企業体に関する事項】		JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>① 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) ② 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【別記様式6号記入上の注意事項】</p> <p>1 「災害時における応急対策に関する応援協定に係る申し合わせ書」で災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区内かどうか明確になっている場合、その区名を記入してください。</p> <p>2 新潟市全域を活動の対象としている協定の場合は、工事施工場所と同一区内とみなしませんが、「該当する区」は空欄のままにしてください。</p> <p>【添付資料の注意事項】</p> <p>別記様式に記載された内容(協定の有無、災害活動の対象区域等)が評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <p>① 新潟市と協定を締結している場合は、協定書の写し ② 上記に基づき「申し合わせ書」を締結している場合で、災害活動の対象の位置が工事施工場所と同一区内の場合は、「申し合わせ書」の写し及び災害活動の対象の位置が分かる図面等の写し ③ 災害活動の対象の位置と工事施工場所とが異なる場合は「申し合わせ書」の写し(図面等の写しについては提出不要) ④ ○○協同組合や△△協会と市長が協定を締結している場合は、企業がそれらの団体に加入していることを証明する書類</p>																		
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																																							
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																																										
工事施工場所と同一区内での災害時応援協定の締結実績あり	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2																																																									
上記以外での災害時応援協定の締結実績あり	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800	0.800	1																																																									
実績なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																																									
【共同企業体に関する事項】																																																																
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																															
該当しない評価項目	適用する																																																															
<p>除雪委託契約</p> <p>新潟市との除雪委託契約の有無 (契約締結の対象期間：現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度) (複数の契約がある場合は、いずれか1つの契約で判断し評価する)</p> <table border="1" data-bbox="338 1497 1353 1864"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工事施工場所と同一区内において</td> <td>新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>/</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり</td> <td>1.600</td> <td>1.600</td> <td>/</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事施工場所と異なる区において</td> <td>新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり</td> <td>1.600</td> <td>1.600</td> <td>/</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>0.800</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり</td> <td>1.280</td> <td>1.280</td> <td>/</td> <td>0.640</td> <td>0.640</td> <td>0.640</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>契約実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>/</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	工事施工場所と同一区内において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり	2.000	2.000	/	1.000	1.000	1.000	3	新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	1.600	1.600	/	0.800	0.800	0.800	2	工事施工場所と異なる区において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり	1.600	1.600	/	0.800	0.800	0.800	2	新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	1.280	1.280	/	0.640	0.640	0.640	1	契約実績なし	0.000	0.000	/	0.000	0.000	0.000	0	<p>除雪委託契約は、新潟市との「道路除雪作業委託契約(以下「委託契約」という。)」の有無を評価の対象とします。</p> <p>道路区域における道路除雪(歩道等の除雪を含む)又は融雪剤散布の委託契約を評価の対象とします。 排雪作業や道路区域以外の駐車場等の除雪作業にかかる委託契約は、評価の対象としません。 評価の対象とする除雪機械とは、除雪グレーダ、除雪ドーザ、スノーローダ、ショベルローダ、タイヤショベルなどの建設機械、又は融雪材散布車両をいいます。</p> <p>協定締結の対象期間は、現年度(公告日前日まで)及び過去3ヶ年度内です。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1 委託契約の締結が複数ある場合は、何れか1つの契約で判断し評価します。</p> <p>2 除雪委託契約の除雪場所、工事施工場所の区、及び除雪機械の貸与の有無により評価の配点ランクを選択します。</p> <p>3 国・県道の除雪契約で複数の区にまたがっている契約については、除雪路線の延長距離が一番長い区を除雪場所とします。ただし、1区内の延長距離が5km以上あれば、その区も除雪場所とみなします。</p> <p>4 一つの委託契約において、自社の除雪機械と新潟市から貸与を受けた除雪機械の双方を使用する場合は、新潟市から除雪機械の貸与を受けないものとして評価します。</p> <table border="1" data-bbox="1685 1864 2279 2007"> <thead> <tr> <th colspan="2">【共同企業体に関する事項】</th> </tr> <tr> <th>JV工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	【共同企業体に関する事項】		JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>① 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) ② 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【別記様式6号記入上の注意事項】</p> <p>委託契約の締結が有る場合、除雪場所の区名、及び新潟市から除雪機械の貸与の有無について記入してください。</p> <p>【添付資料の注意事項】</p> <p>別記様式6号に記載された内容(委託契約の有無、除雪場所の区名等)が評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、提出してください。</p> <p>① 新潟市と委託契約を締結している場合は、契約書の写し ② 委託契約の除雪場所が工事施工場所と同一区内の場合は、除雪場所が分かる図面等の写し(除雪場所と工事施工場所とが異なる区の場合は、図面等の写しの提出は不要)</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																																							
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																																										
工事施工場所と同一区内において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり	2.000	2.000	/	1.000	1.000	1.000	3																																																								
	新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	1.600	1.600	/	0.800	0.800	0.800	2																																																								
工事施工場所と異なる区において	新潟市から除雪機械の貸与を受けない契約実績あり	1.600	1.600	/	0.800	0.800	0.800	2																																																								
	新潟市から除雪機械の貸与を受ける契約実績あり	1.280	1.280	/	0.640	0.640	0.640	1																																																								
契約実績なし	0.000	0.000	/	0.000	0.000	0.000	0																																																									
【共同企業体に関する事項】																																																																
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																															
該当しない評価項目	適用する																																																															

地域・社会貢献度(選択)

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																										
<p>地域内拠点</p> <p>本社（本店）の所在地 (基準日：入札参加申込締切日)</p> <table border="1" data-bbox="335 380 1353 621"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>本社（本店）が新潟市内に存在しない</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する	0.500	0.500	/	0.500	0.500	/	2	本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する	0.250	0.250	/	0.250	0.250	/	1	本社（本店）が新潟市内に存在しない	0.000	0.000	/	0.000	0.000	/	0	<p>地域内拠点は、入札参加者名簿に登録されている本社（本店）の所在地で評価します。</p> <p>基準日は、入札参加申込締切日現在です。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 380 2279 499"> <thead> <tr> <th>J V 工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	J V 工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>☒ 技術資料の別記様式6号（地域・社会貢献度等確認資料）</p> <p>【別記様式記入上の注意事項】 別記様式1号、4号、6号に、入札参加申込締切日現在における入札参加者名簿に登録されている本社（本店）の所在地を記入してください。</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
本社（本店）が工事施工場所と同一区内に存在する	0.500	0.500	/	0.500	0.500	/	2																																					
本社（本店）が上記以外の新潟市内に存在する	0.250	0.250	/	0.250	0.250	/	1																																					
本社（本店）が新潟市内に存在しない	0.000	0.000	/	0.000	0.000	/	0																																					
J V 工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
該当しない評価項目	適用する																																											
<p>新潟市消防団協力事業所</p> <p>新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無 (基準日：公告日)</p> <table border="1" data-bbox="335 863 1353 1045"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>該当しない</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている	0.500	0.500	/	0.500	0.500	/	1	該当しない	0.000	0.000	/	0.000	0.000	/	0	<p>「新潟市消防団協力事業所表示制度実施要綱」に基づいて認定された新潟市消防団協力事業所表示証の交付の有無を評価の対象とします。</p> <p>基準日は、公告日現在です。</p> <p>【参考】</p> <p>1 「新潟市消防団協力事業所表示制度」は、新潟市消防局警防課が担当窓口です。</p> <p>2 「新潟市消防団協力事業所表示制度」については、新潟市ホームページ「くらし・手続き」>防犯・消防・交通安全>消防>消防局の組織・施設>消防団」を参考にしてください。 https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/bohan/shobo/syokai/shobodan/hyoji.html</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 982 2279 1102"> <thead> <tr> <th>J V 工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	J V 工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>☒ 技術資料の別記様式6号（地域・社会貢献度等確認資料）</p> <p>☒ 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【別記様式6号記入上の注意事項】 表示証の交付を受けた場合、直近の認定された年月日を記入してください。 表示証の有効期限は2年となっていますので、更新しているかどうか確認してください。</p> <p>【添付資料の注意事項】 別記様式6号に記載された内容（認定の有無等）が評価条件を満たすことを明確に判断できる消防団協力事業所表示証の写しを、提出してください。 注 表示証には交付を受けた年月しか記載されていないので、交付を受けた年月日を市で確認し、公告日現在の有効性について判断します。</p>								
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
新潟市消防団協力事業所表示証を交付されている	0.500	0.500	/	0.500	0.500	/	1																																					
該当しない	0.000	0.000	/	0.000	0.000	/	0																																					
J V 工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
該当しない評価項目	適用する																																											
<p>高齢者雇用</p> <p>高齢者の雇用規定及び継続雇用の有無 (基準日：公告日)</p> <table border="1" data-bbox="335 1346 1353 1619"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業規則等に規定し、高齢者を継続雇用している</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しないが、就業規則等に規定している、又は高齢者を継続雇用している</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記のいずれにも該当しない</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	就業規則等に規定し、高齢者を継続雇用している	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	2	上記に該当しないが、就業規則等に規定している、又は高齢者を継続雇用している	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	1	上記のいずれにも該当しない	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>高齢者雇用は、高齢者（60歳以上）雇用規定及び高齢者の継続雇用の有無を評価の対象とします。</p> <p>基準日は、公告日現在です。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1 60歳以上の高齢者の雇用を就業規則等で規定し、かつ60歳に満たない人を公告日前日の1年以上前から継続雇用し、その人が60歳以上に達してもなお雇用保険法に規定する雇用保険の加入を伴って1年以上の雇用契約を締結している場合、配点ランク「2」に該当します。 60歳以上に達してから実際の雇用期間が1年以上経過した人のみが、対象となるものではありません。</p> <p>2 上記1の就業規則等は、労働基準監督署に提出している場合、評価の対象となります。</p> <p>3 上記1の就業規則等及び高齢者雇用の両方を満足していないが、どちらかを満足している場合は、配点ランク「1」に該当します。</p> <p>4 一旦雇用期間が満了した人を、雇用していない期間が1日もなく継続して雇用契約を締結している場合は、継続雇用として取扱います。 その際、労働時間が不定期な非常勤としての雇用形態である契約内容であっても継続雇用として取扱います。</p> <p>5 一旦雇用期間が満了し、その後、1日でも自社に雇用していない期間がある再雇用は、継続雇用として取扱いません。</p> <p>6 評価の対象者は、雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者とし、雇用保険の適用除外となる役員などの職務として継続して任用する場合は評価の対象外です。</p> <p>7 親会社の子会社に対して明確な支配力（例：連結子会社又は親会社の身分を保持したまま子会社の支配的身分を兼ねている場合）を有し、親子会社間で採用、配置転換等の人事管理を行っている場合は、当該雇用されている者が所属する会社の高齢者雇用として取扱います。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="804 1864 1353 1984"> <thead> <tr> <th>J V 工事の実績等の取扱い</th> <th>出資比率の適用について</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	J V 工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <p>☒ 技術資料の別記様式6号（地域・社会貢献度等確認資料）</p> <p>☒ 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【添付資料の注意事項】 別記様式6号に記載された内容（高齢者の就業規則等、継続雇用）が評価条件を満たすことを明確に判断できる下記資料を、添付してください。</p> <p>1 「高齢者」雇用を規定している就業規則等がある場合は、労働基準監督署受付印のある就業規則等の写しを提出してください。</p> <p>2 60歳以上の人の雇用がある場合は、その人を60歳未満のときから公告日まで継続雇用していることを証明する次の(1)及び(2)、又は(3)の資料を提出してください。</p> <p>(1) 雇用期間に関し「定めていない」または「1年以上の期間」が記載されている労働条件通知書の写し 注 労働条件通知書を交付していない場合は、次の事項が記載された証明書類（雇用者及び被雇用者双方の押印があるもの）により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ・雇用した日付 ・雇用期間（雇用期間の定めが無い場合はその旨） ・就業の場所 ・一週間あたりの勤務時間数（始業・終業・休憩時間や定休日などの記載で可）</p> <p>(2) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</p> <p>(3) 何らかの事由により上記(1)又は(2)の資料がないときは、次の①、②及び③などの継続雇用が証明できるもの</p> <p>① 資料がない事由書 ② 公告日前日の1年前の月から公告日の属する月までの賞金台帳、給与等の振込一覧表又は出勤簿の写し ③ 健康保険被保険者証の写し</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
就業規則等に規定し、高齢者を継続雇用している	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	2																																					
上記に該当しないが、就業規則等に規定している、又は高齢者を継続雇用している	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	1																																					
上記のいずれにも該当しない	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
J V 工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
該当しない評価項目	適用する																																											

地域・社会貢献度（選択）（再掲）

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																												
<p>障がい者雇用</p> <p>障がい者雇用の有無 (基準日：公告日)</p> <table border="1" data-bbox="335 380 1261 562"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者を法定雇用率以上で継続(1ヶ年以上)して雇用している</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.500</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.500</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.000</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	障がい者を法定雇用率以上で継続(1ヶ年以上)して雇用している	/	/	0.500	/	/	0.500	1	上記に該当しない	/	/	0.000	/	/	0.000	0	<p>障がい者雇用は、障がい者の雇用の有無を評価の対象とします。</p> <p>評価の対象となる者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき認定され、障害者手帳の交付を受けている者です。</p> <p>基準日は公告日現在です。</p> <p>次の要件を満たす障がい者の法定雇用率を基に評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に1年以上継続して雇用されている者 1年未満の継続雇用ではあるものの、1年以上の雇用が確実に見込まれる者 <p>【評価の補足説明】</p> <p>1 法定雇用率とは、「障害者の雇用の促進等に関する法律（令和2年6月1日改正）」に定めるもので、2.3%です。</p> <p>2 障がい者の雇用者数の算定は、関係法令に基づき下記のとおり取扱います。</p> <p>① 週の所定労働時間が30時間以上の場合、実際の雇用者数で算定します。 例：1人 ⇒ 算定後 1人</p> <p>② 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満の場合は、実際の雇用者数に0.5を乗じて得た人数で雇用者数を算定します。 例：1人 ⇒ 算定後 0.5人 ただし、精神障がい者については、雇用開始から3年以内又は「精神障害者保健福祉手帳」の交付から3年以内であれば、実際の雇用者数で算定します。</p> <p>④ 重度の身体及び知的障がい者については、上記算定の際に2を乗じて算定します。 例：20時間以上30時間未満の労働 1人 ⇒ 算定後 0.5人×2=1人</p> <p>3 建設業の法定雇用率算出と配点ランクの事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出条件 常用労働者数 92名(うち障がい者数 2名)、短時間労働者数 8名 建設業の除外率 20% 基礎となる常用雇用労働者数の算出 92人(常用労働者数)+8人(短時間労働者数)×0.5=96人 96人×0.2(除外率)=19.2人 ・ 小数点以下切り捨て ・ 19人 基礎となる常用雇用労働者数A：96人-19人=77人 法定雇用率の算出 2人(障がい者数)÷77人(A)×100=2.597% ・ 小数点以下第3位四捨五入 ・ 2.60% 法定雇用率2.3%以上となり、配点ランク「1」に該当 <p>【注意事項】</p> <p>1 法定雇用義務人数を算定するための雇用労働者数(除外率相当労働者数を控除する前)は、入札参加者名簿登載時の「新規申請」もしくは「2年毎の継続申請」時に登録された総職員数を採用します。従って、上記申請後に総職員数が変わり変更申請を行った場合であっても、総職員数は上記申請時の総職員数で算定します。 毎年6月1日現在で公共職業安定所(ハローワーク)に報告している「障害者雇用状況報告書」とは異なりますのでご注意ください。</p> <p>2 評価の対象者は、雇用保険の適用となる適用事業に雇用される労働者として、雇用保険の適用除外となる役員のみ職務として任用した者は、評価の対象としません。</p> <table border="1" data-bbox="1685 1325 2279 1465"> <thead> <tr> <th colspan="2">【共同企業体に関する事項】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	【共同企業体に関する事項】		JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) 技術資料の別記様式6-1号(障がい者雇用チェックシート) 別記様式6号及び6-1号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】</p> <p>1 別記様式6号及び6-1号に記載された事項(障がい者の雇用状況等)が評価条件を満たすことを明確に判断できる(1)及び(2)、又は(3)を、評価対象者全員について提出してください。</p> <p>(1) 雇用期間に関し「定めていない」または「1年以上の期間」が記載されている労働条件通知書の写し 注 労働条件通知書を交付していない場合は、次の事項が記載された証明書(使用者の押印があるもの)により労働条件通知書の写しに代えることができます。 ・雇用した日付 ・雇用期間(雇用期間の定めが無い場合はその旨) ・就業の場所 ・一週間あたりの勤務時間数(始業・終業・休憩時間や定休日などの記載で可)</p> <p>(2) 継続した雇用状況が確認できる次の①又は②の写し ① 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ② 健康保険被保険者証の写し</p> <p>(3) 何らかの事由により上記①又は②の資料がないときは、次の①、②及び③などの継続雇用が証明できるもの ① 資料がない事由書 ② 公告日前日の1年前の月から公告日の属する月までの賞金台帳又は給与等の振込一覧表の写し ③ 健康保険被保険者証の写し</p> <p>2 個人情報保護の観点から、障がい者手帳又はそのコピーの提出を求めないこととしています。 そのため、技術資料を契約担当部署に提出する際、評価対象者全員について、持参していただいた障害者手帳(確認がとれる部分の写しでも可)により、障害の状況を確認させていただきます。必ず持参してください。</p>								
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																					
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																								
障がい者を法定雇用率以上で継続(1ヶ年以上)して雇用している	/	/	0.500	/	/	0.500	1																																							
上記に該当しない	/	/	0.000	/	/	0.000	0																																							
【共同企業体に関する事項】																																														
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																													
該当しない評価項目	適用する																																													
<p>次世代育成支援への協力</p> <p>就業規則等での育児休業制度及び介護休業制度に関する規定の有無 (基準日：公告日)</p> <table border="1" data-bbox="335 1707 1261 1948"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>規定していない</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	2	育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	1	規定していない	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>関係法令に基づいて就業規則等に定める育児休業制度及び介護休業制度の規定の有無を評価の対象とします。</p> <p>注 次世代育成支援とは、次代を担う子供が健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、国や地方公共団体、企業が一体となり、子供や子供を育てる家庭を支援する取組みのことです。</p> <p>上記就業規則等は、労働基準監督所に提出済みであることを評価します。</p> <p>基準日は、公告日現在です。</p> <p>【注意事項】</p> <p>1 育児休業制度及び介護休業制度の両方の規定がある場合、配点ランクは「2」に該当します。</p> <p>2 いずれか一つの規定がある場合、配点ランクは「1」に該当します。</p> <table border="1" data-bbox="1685 1864 2279 2007"> <thead> <tr> <th colspan="2">【共同企業体に関する事項】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </tbody> </table>	【共同企業体に関する事項】		JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) 別記様式6号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】</p> <p>別記様式6号に記載された事項(育児・介護に関する規程有無)が評価条件を満たすことを明確に判断できる次の資料を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働基準監督署に提出し受付印が押印されている育児休業制度および介護休業制度の規定がある就業規則就業規則の写し
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																					
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																								
育児休業制度及び介護休業制度を就業規則等で規定している	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	2																																							
育児休業制度又は介護休業制度の何れかを就業規則等で規定している	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	1																																							
規定していない	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																							
【共同企業体に関する事項】																																														
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																													
該当しない評価項目	適用する																																													

地域・社会貢献度(選択)(再掲)

評価項目	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																																																															
評価内容 / 評価基準																																																																																	
<p>ボランティア活動</p> <p>新潟市内におけるボランティア活動の実績 (対象期間：現年度（公告日前日まで）及び過去3ケ年度）</p> <table border="1" data-bbox="335 380 1350 1075"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">継続して3ケ年度以上の実績がある</td> <td>工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記以外でボランティア活動の実績がある</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">継続して2ケ年度以上の実績がある</td> <td>工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>0.400</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>上記以外でボランティア活動の実績がある</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1ケ年度の実績があり、継続することとしている</td> <td>工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>0.320</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>上記以外でボランティア活動の実績がある</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実績なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準		特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	継続して3ケ年度以上の実績がある	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	4	上記以外でボランティア活動の実績がある	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	3	継続して2ケ年度以上の実績がある	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	3	上記以外でボランティア活動の実績がある	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	2	1ケ年度の実績があり、継続することとしている	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	2	上記以外でボランティア活動の実績がある	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	1	実績なし		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>ボランティア活動は、新潟市内の道路、公園、河川、海岸、潟等の公共空間で行う清掃活動や植樹活動等の直接的な環境美化・環境保全活動を評価の対象とします。</p> <p>対象期間は、現年度(公告日前日まで)及び過去3ケ年度の間です。</p> <p>【注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 毎年度実施しているなど定期的に継続している、又は1ケ年度の実績があり今後も定期的な活動を予定しているボランティア活動を評価の対象とします。 自らが主体となり企業として行った、又はボランティア団体等に企業として所属して行ったボランティア活動を評価の対象とします。 活動ごとに当該企業から複数の参加者を確認できた場合、上記2の「企業」としての活動と判断とします。 企業又は同一のボランティア団体等が年間を通じて複数回活動する場合、当該企業からの参加人数は年間の通算人数とし、複数の参加者を確認できたとき、上記2の「企業」としての活動と判断とします。 ボランティア団体等とは、地域に寄与する上記「新潟市内の道路、公園、河川、海岸、潟等の公共空間で行う清掃活動や植樹活動等の直接的な環境美化・環境保全活動」について、定款や会則に活動内容を示している団体とします。 国、県、市、旧公団以外で団体や個人が所有又は管理していても、不特定多数の方が自由に出入り又は利用でき営利活動を目的としない空間は、上記の新潟市内の公共空間とみなします。 公共空間とみなすもの ・〇〇土地改良区の用・排水路（水路敷を含む） ・日常的に不特定多数の人が通行する私道 など 地域の特定の人が入りし、主にその人たちのみが利用するような空間は、公共空間とはみなしません。 公共空間とみなさないもの ・学校の敷地 ・自治会集会所敷地 など <p>【評価の対象としない事例】 注意事項1から7により、次の事例は評価の対象としません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事個周辺の一時的・臨時的な清掃活動など 廃品回収活動 防犯活動 防災訓練 赤い羽共同募金、献血推進活動などの福祉的な活動 自治会への会費の納入や神社への寄付など金銭的な支援行為など 祭り等のイベント開催後の後始末に含まれる清掃活動など 学校の敷地内の活動（不特定多数のものが自由に出入りもしくは利用できないため） <p>8 毎年度実施しているボランティア活動に関し、新型コロナウイルス感染症の影響から活動が主催者の都合により中止、又は活動への参加を企業として見送った場合、必要な資料を提出することで評価の対象とします。</p> <p>注1 この取扱いについては、令和2年11月12日付「総合評価方式における「ボランティア活動」の実績の取扱いについて（周知）」を、新潟市ホームページ（産業・経済・ビジネス>土木・建築>建設工事総合評価方式>総合評価に関するお知らせ）に掲載しています。</p> <p>注2 この取扱いは、令和2年度に引続き令和3年度も継続します。</p> <p>注3 評価に必要な書類については、右欄【添付資料の注意事項】3を参照してください。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1685 1738 2276 1858"> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> 技術資料の別記様式6号（地域・社会貢献度等確認資料） 技術資料の別記様式6-2号（ボランティア活動による地域貢献の実績） 別記様式6号及び6-2号の内容を証明する添付資料 <p>【添付資料の注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 別記様式第6号及び6-2号に記載された事項（ボランティア活動状況等）が評価条件を満たすことを明確に判断できる(1)又は(2)、及び(3)を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> 企業がボランティア団体等に所属して活動した場合 <ol style="list-style-type: none"> 団体の活動内容が明記されている定款や会則など 団体に所属していることを証明するもの 団体（活動の主催者）が企業として活動に参加したことを証明したもの 注 活動が複数年度にわたる場合は、複数年度について証明したもの 自らがボランティア活動の主体である場合 <ol style="list-style-type: none"> 活動内容が明記されている定款や会則等、又はボランティア活動の提供を受ける者との協定書や認定書など双方が合意していることがわかるもの 注 公告日前日の有効性を明確に確認できる当該合意文書です。複数年度の活動に関わるもので単年度の文書になっているものは、継続していること確認できる通知文や依頼文等の写しも提出してください。 ボランティア活動の提供を受ける者が活動を証明したもの 例：公的機関や自治会・町内会長等からの証明書や感謝状 注 活動が複数年度にわたる場合は、複数年度について証明したもの ボランティア活動状況が具体的に分かる次のもの <ol style="list-style-type: none"> 活動の状況写真又は新聞記事若しくは地域情報紙（広報等）等 注 実施時期、実施内容、団体名、企業名、及び新聞等の記載時期が分かるもの 次の内容が分かるもの ・活動実施年月日 ・活動ごとの参加人数 注 (1)③、(2)②又は(3)①で確認ができれば、(3)②をそれらに代えることができます。 活動場所を示した位置図 左欄の注意事項4に該当する場合は、毎月又は毎週の活動記録 <p>2 ボランティア活動に関わる団体が解散した等により上記資料の提出が困難な場合は、客観的に活動実績を証明できる資料</p> <p>3 毎年度実施しているボランティア活動のうち、令和2年度と令和3年度の活動に関し、新型コロナウイルス感染症の影響から中止、又は不参加とした場合は、(1)又は(2)の資料を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ボランティア活動が中止となったことが分かる次のいずれかの資料 ・活動中止の回覧文や周知文の写し ・活動中止を周知するHPを印刷したもの ・活動中止となったことが分かるものがない場合は、その内容を記載し、会社名・代表者名を記名押印したもの 企業として参加を見送った活動内容を記載し、会社名・代表者名を記名押印したもの
評価基準			特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																																																							
		I型	II型	III型	I型	II型	III型																																																																										
継続して3ケ年度以上の実績がある	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	4																																																																									
	上記以外でボランティア活動の実績がある	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	3																																																																									
継続して2ケ年度以上の実績がある	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	0.400	3																																																																									
	上記以外でボランティア活動の実績がある	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	2																																																																									
1ケ年度の実績があり、継続することとしている	工事施工場所と同一区内でボランティア活動の実績がある	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	0.320	2																																																																									
	上記以外でボランティア活動の実績がある	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	0.250	1																																																																									
実績なし		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																																																									
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																																																
該当しない評価項目	適用する																																																																																

地域・社会貢献度（選択）（再掲）

評価項目 評価内容 / 評価基準	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																																										
<p>市内企業の活用</p> <p>一次下請を含む市内企業の活用状況 (基準日：入札参加申込締切日)</p> <table border="1" data-bbox="335 380 1350 892"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業の工事費総額が、請負金額の80%以上である</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>2.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である</td> <td>1.500</td> <td>1.500</td> <td>1.500</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>0.750</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>0.250</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記に該当しない</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業の工事費総額が、請負金額の80%以上である	2.000	2.000	2.000	1.000	1.000	1.000	4	上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である	1.500	1.500	1.500	0.750	0.750	0.750	3	上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である	1.000	1.000	1.000	0.500	0.500	0.500	2	上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である	0.500	0.500	0.500	0.250	0.250	0.250	1	上記に該当しない	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>市内企業の活用は、受注者の施工体制において、公告案件に対する市内企業の活用度合を評価の対象とします。過去の実績等を評価するものではありません。</p> <p>基準日は、入札参加申請締切日です。</p> <p>【評価方法の説明】</p> <ol style="list-style-type: none"> 市内企業の活用度合は発注者から請け負った元請の契約金額に対する市内企業が施工する工事費の割合とし、評価はその割合に該当する配点ランクで行います。 市内企業が施工する工事費は、市内に本社(本店)が所在する元請と一次下請が施工する工事費の総額で、各々の工事費は、当該元請の自社施工工事費と当該一次下請合計工事費です。 上記割合(%) = (市内企業が施工する工事費の合計) / (元請の契約金額) 元請と一次下請の自社(本店)の所在地は、入札参加申込締切日において入札参加者名簿に登録されている所在地とします。 元請の自社施工に係る工事費は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事において、同条第5項に規定する発注者から請け負った元請の「契約金額」から同条第4項に規定する下請契約を締結した「全ての一次下請施工に係る工事費」を控除したものです。 (自社施工の工事費) = (元請の契約金額) - (全ての一次下請施工に係る工事費) 一次下請施工に係る工事費は、建設業法第2条第1項に規定する建設工事を同条第4項に規定する下請を請け負った契約金額のことです。 <p>注1 上記4において、元請人が自ら購入した「資材、製品及び消耗品等」及び元請人が自ら契約した「機材、機器等のレンタル又はリース、施工図作成業務、清掃業務、家屋調査業務、及び建設廃棄物処理業務等」は、元請人による自社施工に係る工事費とします。</p> <p>注2 上記5において、一次下請人が自ら購入したものや契約したものの取扱いも同様に一次下請人による一次下請施工に係る工事費とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 元請又は一次下請が共同企業体の場合は、共同企業体が施工する工事費を市内に本社(本店)が所在する構成員の出資比率で按分して、上記1の割合を算出します。 <p>【注意事項】 受注者の責により「市内企業の活用」の自己評価の配点ランクが満足できない場合は、試行要領第19条第2項に基づく運用基準9(3)により工事成績評定点を次のとおり減点します。</p> <p>減点値 = $8 \times (\alpha - \kappa) / \alpha$ (小数点以下第1位四捨五入整数止) α : 落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点 κ : 達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を再計算した技術評価点 ※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1682 1375 2276 1558"> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>【評価方法の説明】6のとおり</td> </tr> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	【評価方法の説明】6のとおり	<p>【提出書類】 ⑤ 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料)</p> <p>【別記様式6号記入上の注意事項】 左欄の「評価方法の説明」により割合を算出し、記入してください。</p> <p>【市内企業活用の確認方法】 施工体制台帳などにより市内企業の活用状況を確認します。</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																																						
自社及び一次下請の施工において、市内本社(本店)の企業の工事費総額が、請負金額の80%以上である	2.000	2.000	2.000	1.000	1.000	1.000	4																																																					
上記の工事費総額が、請負金額の70%以上である	1.500	1.500	1.500	0.750	0.750	0.750	3																																																					
上記の工事費総額が、請負金額の60%以上である	1.000	1.000	1.000	0.500	0.500	0.500	2																																																					
上記の工事費総額が、請負金額の50%以上である	0.500	0.500	0.500	0.250	0.250	0.250	1																																																					
上記に該当しない	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																																					
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																																											
該当しない評価項目	【評価方法の説明】6のとおり																																																											

地域・社会貢献度(選択)(再掲)

評価項目 評価内容 / 評価基準	自己評価にあたっての留意事項 / 共同体に関する事項	落札候補者となった場合																																										
<p>ISO 9001の認証取得</p> <p>ISO 9001の認証取得の有無 (基準日: 公告日)</p> <table border="1" data-bbox="335 380 1350 562"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記の認証なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1	上記の認証なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>ISO 9001の認証取得は、入札参加者名で取得した公告日現在において有効なISO 9001認証の有無を評価の対象とします。</p> <p>基準日は、公告日現在です。</p> <p>【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた者(部署)と入札参加者が異なる場合、配点ランクは「0」です。 評価の対象とならない認証の例: 認証を受けている部署は〇〇建設(△△営業所)のみだが、入札に参加したのは〇〇建設(本社)という場合</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1682 531 2276 653"> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】 ㊦ 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) ㊧ 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【添付資料の注意事項】 有効な認証取得がある資料として、認証登録証明書の写しなどを提出して下さい。</p>								
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
ISO 9001の認証を入札参加者名で受けている	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1																																					
上記の認証なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
該当しない評価項目	適用する																																											
<p>ISO 14001の認証取得、又はエコアクション21の認証登録</p> <p>ISO 14001の認証取得、又はエコアクション21の認証登録の有無 (基準日: 公告日)</p> <table border="1" data-bbox="335 926 1350 1163"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ISO 14001認証、又はエコアクション21の認証登録を入札参加者名で受けている</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記の認証なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	ISO 14001認証、又はエコアクション21の認証登録を入札参加者名で受けている	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1	上記の認証なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>ISO 14001の認証取得、又はエコアクション21の認証登録は、入札参加者名で取得又は登録した公告日現在において有効な当該認証の有無を評価の対象とします。</p> <p>基準日は、公告日現在です。</p> <p>【注意事項】 有効期限が公告日より前のものや認証を受けた者(部署)と入札参加者が異なる場合、配点ランクは「0」です。 評価の対象とならない認証の例: 認証を受けている部署は〇〇建設(△△営業所)のみだが、入札に参加したのは〇〇建設(本社)という場合</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1682 1077 2276 1199"> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>該当しない評価項目</td> <td>適用する</td> </tr> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	該当しない評価項目	適用する	<p>【提出書類】 ㊦ 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) ㊧ 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【添付資料の注意事項】 有効な認証取得又は認証登録がある資料として、認証登録証明書の写しなどを提出して下さい。</p>								
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
ISO 14001認証、又はエコアクション21の認証登録を入札参加者名で受けている	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1																																					
上記の認証なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
該当しない評価項目	適用する																																											
<p>優良工事表彰等</p> <p>指定工種での新潟市優良工事表彰又は一定以上の工事成績の有無 (対象期間: 現年度(公告日前日まで)及び過去5ヶ年度)</p> <table border="1" data-bbox="335 1472 1350 1709"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価基準</th> <th colspan="3">特別簡易型</th> <th colspan="3">簡易型</th> <th rowspan="2">配点 ランク</th> </tr> <tr> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> <th>I型</th> <th>II型</th> <th>III型</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定工種での優良工事表彰の受賞あり</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>1.000</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>指定工種での82点以上の工事成績評定点あり</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>0.500</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>受賞等なし</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0.000</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	特別簡易型			簡易型			配点 ランク	I型	II型	III型	I型	II型	III型	指定工種での優良工事表彰の受賞あり	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2	指定工種での82点以上の工事成績評定点あり	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	1	受賞等なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0	<p>優良工事表彰等は、指定工種で新潟市優良工事表彰又は82点以上の工事成績評点の有無を評価の対象とします。</p> <p>指定工種は、入札公告に添付されている個別説明書の「技術評価に関する事項」>「優良工事表彰等」に記載している工種です。</p> <p>対象期間は、優良工事表彰年度又は82点以上の工事成績評定点のしゅん工年度が、現年度(公告日前日まで)及び過去5ヶ年度です。</p> <p>【注意事項】 1 「下請負業者の表彰」は、優良工事表彰の対象としません。 2 82点以上の工事成績評定点は、新潟市発注した工事のみが評価の対象です。水道局及び市民病院が発注した工事については、評価の対象としません。 3 新潟市優良工事表彰の受賞がなくとも、工事成績評定点が82点以上の工事がある場合は、配点ランクは「1」に該当します。</p> <p>【共同企業体に関する事項】</p> <table border="1" data-bbox="1682 1770 2276 1919"> <tr> <td>JV工事の実績等の取扱い</td> <td>出資比率の適用について</td> </tr> <tr> <td>共同企業体での受賞及び工事成績評定点は、出資比率20%以上の構成員を対象に評価します。</td> <td>適用する</td> </tr> </table>	JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について	共同企業体での受賞及び工事成績評定点は、 出資比率20%以上の構成員 を対象に評価します。	適用する	<p>【提出書類】 ㊦ 技術資料の別記様式6号(地域・社会貢献度等確認資料) ㊧ 別記様式6号の内容を証明する添付資料</p> <p>【添付資料の注意事項】 別記様式6号に記載された内容を証明する添付資料は、次のとおりです。 ・新潟市優良工事表彰の受賞がなく、82点以上の工事成績評定点がある場合は、当該工事の工事成績評定点通知書の写し 新潟市優良工事表彰の有無は市で確認しますので、当該資料の提出は不要です。</p>
評価基準		特別簡易型			簡易型				配点 ランク																																			
	I型	II型	III型	I型	II型	III型																																						
指定工種での優良工事表彰の受賞あり	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	2																																					
指定工種での82点以上の工事成績評定点あり	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	0.500	1																																					
受賞等なし	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0																																					
JV工事の実績等の取扱い	出資比率の適用について																																											
共同企業体での受賞及び工事成績評定点は、 出資比率20%以上の構成員 を対象に評価します。	適用する																																											

客観的な優良度(選択)